

名誉会員および特別会員に関する内規

国籍の如何を問わず本会の進歩・発展に多大な寄与のあった 65 歳以上の者で、以下の条件に基づいて理事会が推薦し、評議員会および総会で承認された者とする。

1. 名誉会員

1) 日本国籍を有する者

日本手の外科学会理事長経験者

日本手の外科学会学術集会会長経験者

2) 外国籍を有する者に関しては別に定める。

2. 特別会員

日本手の外科学会理事、監事経験者

日本手の外科学会各種委員会委員長を 2 期以上勤めた者

附 記

1. 本内規の変更は理事会において行う。
2. 本内規は平成 11 年 5 月 13 日から施行する。
3. 本内規は平成 15 年 4 月 20 日から施行する。